

愛媛県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧																
愛媛県奨学資金貸与条例 昭和36年3月17日 条例第6号	愛媛県奨学資金貸与条例 昭和36年3月17日 条例第6号																
(奨学生の要件)	(奨学生の要件)																
第3条 奨学生となることができる者は、次の各号に掲げる要件を備える者とする。	第3条 奨学生となることができる者は、次の各号に掲げる要件を備える者とする。																
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾 <sup>ろう</sup> 学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。) _____、高等専門学校又は専修学校の高等課程(修業年限が2年以上の課程で教育委員会が認めるものに限る。以下同じ。)に在学する者であること。	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾 <sup>ろう</sup> 学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。)、 <u>大学(教育委員会がこれに準ずると認める教育施設を含む。以下同じ。)</u> 、高等専門学校又は専修学校の高等課程(修業年限が2年以上の課程で教育委員会が認めるものに限る。以下同じ。)に在学する者であること。																
(2)~(4) 省略	(2)~(4) 省略																
(奨学金の貸与額及び貸与期間)	(奨学金の貸与額及び貸与期間)																
第5条 奨学金の貸与限度額は、次の表の左欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。	第5条 奨学金の貸与限度額は、次の表の左欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">区分</th> <th style="width: 20%;">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額	1・2 省略				備考 省略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">区分</th> <th style="width: 20%;">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 大学</td> <td style="text-align: center;">44,000円</td> </tr> <tr> <td>備考 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額	1・2 省略		3 大学	44,000円	備考 省略	
区分	月額																
1・2 省略																	
備考 省略																	
区分	月額																
1・2 省略																	
3 大学	44,000円																
備考 省略																	
2・3 省略	2・3 省略																